

令和2年 第1回臨時会

# 南種子町議会臨時会 会議録

令和2年4月28日 開会

令和2年4月28日 閉会

南 種 子 町 議 会

## 令和2年第1回南種子町議会臨時会目次

### 第1号（4月28日）（火曜日）

1. 開 会	3
1. 開 議	3
1. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
1. 日程第2 会期の決定	3
1. 日程第3 提案理由の説明	3
町長説明	3
1. 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について [南種子町税条例等の一部を改正する条例制定 について]	4
税務課長説明	4
質疑	8
8番 小園實重君	8
討論	9
採決	9
1. 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について [南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する 条例制定について]	9
税務課長説明	9
質疑	10
討論	10
採決	10
1. 日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について [令和元年度南種子町一般会計補正予算 (第8号)]	10
総務課長説明	10
質疑	14
2番 福島照男君	14
8番 小園實重君	14
6番 柳田 博君	15
8番 小園實重君	16
討論	18

採決	18
1. 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について	
[令和元年度南種子町国民健康保険事業 勘定特別会計補正予算（第7号）]	18
保健福祉課長説明	18
質疑	19
討論	19
採決	19
1. 休憩	19
1. 日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について	
[令和元年度南種子町介護保険特別会計 補正予算（第6号）]	19
保健福祉課長説明	20
質疑	20
討論	21
採決	21
1. 日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について	
[令和元年度南種子町後期高齢者医療保 険特別会計補正予算（第5号）]	21
保健福祉課長説明	21
質疑	22
討論	22
採決	22
1. 日程第10 承認第7号 専決処分した事件の承認について	
[令和元年度南種子町水道事業会計補正予算 （第6号）]	22
水道課長説明	22
質疑	23
討論	23
採決	23
1. 日程第11 同意第1号 固定資産評価員の選任について	23
町長説明	23
質疑	24
討論	24

採決 .....	24
1. 閉 会 .....	24

# 令和2年 第1回 南種子町議会臨時会

第 1 日

令和2年4月28日

## 令和2年第1回南種子町議会臨時会会議録

令和2年4月28日（火曜日） 午前10時開議

### 1. 議事日程（第1号）

○開会の宣告

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 提案理由の説明

○日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例等の一部を改正する条例制定について]

○日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について

[南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について]

○日程第6 承認第3号 専決処分した事件の承認について

[令和元年度 南種子町一般会計補正予算（第8号）]

○日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について

[令和元年度 南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第7号）]

○日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[令和年度 南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）]

○日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について

[令和元年度 南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）]

○日程第10 承認第7号 専決処分した事件の承認について

[令和元年度 南種子町水道事業特別会計補正予算（第6号）]

○日程第11 同意第1号 固定資産評価員の選任について

○閉会の宣告

2. 本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

3. 出席議員（10名）

1番	濱田一徳君	2番	福島照男君
3番	廣濱正治君	4番	河野浩二君
5番	名越多喜子さん	6番	柳田博君
7番	大崎照男君	8番	小園實重君
9番	塩釜俊朗君	10番	広浜喜一郎君

4. 欠席議員（0名）

5. 出席事務局職員

局長 島崎憲一郎君 書記 長田智寛君

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した当局職員の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	小園裕康君	副町長	小脇隆則君
教育長	菊永俊郎君	総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長	羽生裕幸君
会計管理者 兼会計課長	蘭田美津子さん	企画課長	稲子秀典君
保健福祉課長	濱田広文君	税務課長	西村一広君
総合農政課長	羽生幸一君	建設課長	向江武司君
水道課長	古市義朗君	保育園長	河野美樹さん
教育委員会管理課長兼 給食センター所長	小西嘉秋君	社会教育課長	松山砂夫君
農業委員会 事務局長	山田直樹君		

△ 開 会 午前 10時00分

---

## 開 議

○議長（広浜喜一郎君） ただいまから、令和2年第1回南種子町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元の日程表のとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（広浜喜一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、8番、小園實重君、9番、塩釜俊朗君を指名します。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（広浜喜一郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

---

### 日程第3 提案理由の説明

○議長（広浜喜一郎君） 日程第3、町長提出の承認第1号から承認第7号及び同意第1号までの8件について、提案理由の説明を求めます。町長、小園裕康君。

〔小園裕康町長登壇〕

○町長（小園裕康君） 提案理由について御説を申し上げます。

今回の臨時議会に提案をいたしました案件は、専決処分した条例案件2件、同じく専決処分した予算案件5件、人事案件1件の計8件でございます。

それでは、承認案件から順次、要約して御説明を申し上げます。

承認第1号は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町税条例等の一部改正を行ったものについて承認を求めるものでございます。

承認第2号は、土地基本法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、南種子町国民健康保険税条例の



一部改正を行ったものについて承認を求めるものでございます。

承認第3号から承認第7号の5件は、令和元年度一般会計、3つの特別会計及び水道事業会計について、国・県支出金や地方譲与税、特別交付税等の歳入確定並びに事業完了による歳出確定等に伴い、最終補正を行ったものについて承認を求めるものでございます。

同意第1号は、固定資産評価員の選任についてございまして、税務課長の人事異動に伴い、議会の同意を求めるものでございます。

各議案の詳細につきましては、議案審議の折に担当課長から説明を申し上げますので、よろしく御審議方お願いを申し上げます。

○議長（広浜喜一郎君） これで提案理由の説明を終わります。

#### 日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について

[南種子町税条例等の一部を改正する条例制定について]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第4、承認第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 承認第1号について御説明申し上げます。

承認第1号は、専決第1号南種子町税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

今回の改正は、令和2年度税制改正において、未婚のひとり親に対する寡婦（寡夫）控除適用、所有者不明土地に係る課税上の課題の解決、たばこ税の見直し、納税環境の整備などについて、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開きください。

第1条による改正は、南種子町税条例の一部を改正するものでございます。

1ページをお開きください。

まず、第24条は、個人の住民税の所得割を課さない者に、生計を一にする子を有する単身者を控除対象とすることを定めるものでございます。

次に第34条の2は、所得控除にひとり親控除を追加することを定めるものでございます。

次に第36条の2は、町民税の申告について法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

2ページをお開きください。

第36条の3の2は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項を定めるものでございます。

3ページをお開きください。

第36条の3の3は、公的年金受給者の扶養親族等申告書の記載事項を定めるものでございます。

次に第48条は、法人町民税の申告について法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

4ページをお開きください。

第54条は、第1項から第7項中、第5項以外の改正規定は、固定資産税の納税義務者について法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。第5項については、納税義務者となる所有者について調査を尽くしても一人も明らかとならない資産について、使用者がいる場合には、使用者を所有者とみなすことができることを定めるものでございます。

6ページをお開きください。

第61条は、固定資産税の課税標準について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

次に第61条の2は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の認可を得た者が事業の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

次に第74条の3は、土地又は家屋の所有者となった者が申告する「現所有者の申告書」に記載するべき事項を定めるものでございます。

7ページをお開きください。

第75条は、固定資産に係る不申告に関する過料について、前条の規定による「現所有者の申告」を正当な理由無く、しなかった場合に10万円以下の過料を科することを定めるものでございます。

次に第94条は、たばこ税の課税標準について、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこについては、紙巻きたばこの0.7本に換算することを定めるものでございます。

8ページをお開きください。

第96条は、たばこ税の卸売販売業者等が課税の免除の適用に当たり必要な手続きを定めるものでございます。

次に第98条は、たばこ税の申告納付の手続きについて、条項の改正にあわせ

て規定の整備を行うものでございます。

9 ページをお開きください。

第 131 条は、特別土地保有税の納税義務者等について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

次に附則第 3 条の 2 は、延滞金の割合等の特例について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

10 ページをお開きください。

附則第 4 条は、納期限の延長に係る延滞金の特例について、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備を行うものでございます。

11 ページをお開きください。

附則第 6 条及び第 7 条の 3 の 2 は、改元に伴い規定の整備を行うものでございます。

次に附則第 8 条は、肉用牛の売却による事業所得にかかる特例について、令和 3 年度までの期限を、令和 6 年度まで 3 年間延長されることに伴い規定の整備を行うものでございます。

12 ページをお開きください。

附則第 10 条（固定資産税等の課税標準の特例の読み替え規定）及び第 10 条の 2（固定資産税等のわが町特例に関し条例で定める割合）につきましては、法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

14 ページの附則第 10 条の 4 から 21 ページ附則第 23 条までは、改元及び法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

22 ページをお開きください。

第 2 条による改正は、南種子町税条例の一部を改正するものであります。

第 19 条から 23 ページ第 23 条までは、法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

第 31 条から 31 ページ第 52 条までは、法人税法において連結納税が廃止され、通算法人ごとに申告等を行うこと、および地方税法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

32 ページをお開きください。

第 94 条は、たばこ税の課税標準について、1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこについては、紙巻きたばこの 1 本に換算することを定めるものでございます。

附則第 3 条の 2 は、延滞金の割合等の特例について、法の改正にあわせて規定の整備を行うものでございます。

33 ページをお開きください。

第 3 条による改正は、南種子町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

第 3 条のうち第 24 条の改正規定については、今回の改正条例第 1 条改正で「寡夫をひとり親」に改める規定により、削除するものでございます。

附則第 16 条に 1 項を加える改正規定及び附則第 1 条から 36 ページ附則第 8 条までは、改元に伴い規定の整備を行うものでございます。

次に今回の改正条例の附則について御説明をいたします。改正条例の最後から 4 ページ前をお開きください。

附則第 1 条は、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものですが、第 1 号として、第 1 条改正中、たばこ税の課税標準を定める第 94 条に、葉巻たばこの 1 本を紙巻きたばこの 0.7 本に換算するただし書きを加える規定、および附則第 6 条の町たばこ税に関する経過措置の規定については、令和 2 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 号として、第 1 条改正中、個人の町民税の所得控除に「ひとり親控除」を追加する規定、及び附則第 3 条第 2 項及び第 3 項の町民税に関する経過措置の規定については、令和 3 年 1 月 1 日から施行するものでございます。

第 3 号として、第 2 条改正中、たばこ税の課税標準を定める第 94 条の葉巻たばこの 1 本を紙巻きたばこの 1 本に換算するただし書きの改正規定及び附則第 7 条の町たばこ税に関する経過措置の規定については、令和 3 年 10 月 1 日から施行するものでございます。

第 4 号として、前号の改正規定を除く第 2 条で法人税の連結納税が廃止され、通算法人ごとに申告等を行うことなどを定める規定及び附則第 4 条の法人町民税の経過措置の規定については、令和 4 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

附則第 2 条から、附則第 5 条は、延滞金、町民税、法人町民税及び固定資産税に関してそれぞれ経過措置を定めるものでございます。

附則第 6 条及び第 7 条は、町たばこ税に関する経過措置を定めるものでございます。

附則第 8 条から附則第 11 条までは、改正条例の一部改正でありますので、再度新旧対照表の 37 ページをお開きください。

附則第 8 条による改正は、南種子町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

附則第 5 条は、町たばこ税に関する経過措置について、改元に伴い規定の整備を行うものでございます。

39 ページをお開きください。

附則第9条による改正は、南種子町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

附則第1条から第4条までは、施行期日等について、改元に伴い規定の整備を行うものでございます。

40 ページをお開きください。

附則第10条による改正は、南種子町税条例の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

附則第1条は、施行期日について、改元に伴い規定の整備を行うものでございます。

41 ページをお開きください。

附則第11条による改正は、南種子町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

附則第1条から44ページ附則第11条までは、施行期日及び経過措置について、改元に伴い規定の整備を行うものでございます。

以上、簡単ですが説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 税務課長、お尋ねします。

御提案の議案については、地方税法の改正に伴う所要の一部改正ということで説明がなされたところでありますが、個人の町民税の非課税の範囲第24条であります。第1項第2号にあるこれまでの「寡夫」が今回「ひとり親」に改正ということですが、この「ひとり親」の定義について説明をお願いします。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

「ひとり親」につきましては、婚姻の有無や性別に関わらず、ひとり親で子供を養っておれば「ひとり親」と規定されております。ただし、未届けの夫・未届けの妻については該当にならないということでございますので、純粹に一人で子供を養っている方ということでございます。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） 税務課長の今の定義の詳細についてであります。寡婦と寡夫の双方を「ひとり親」と指すというふうに受け取ったんですが、それでよろしいですか。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） お答えいたします。

小園議員のおっしゃるとおり、男女を問わず「ひとり親」という規定になっております。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君。

○8番（小園實重君） であれば、わざわざ何で双方とも書いてあるのでしょうか。素朴な疑問です。「寡婦又はひとり親」とするという条文になっているのはどうしてでしょうか。

○議長（広浜喜一郎君） 税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） お答えいたします。

従来の「寡婦」の用語の定義が、今回変更になっております。「ひとり親」につきましては未婚の男女と定義されていますが、従来の「寡婦」につきましてはそれ以外で死別、離婚をされた女性の方で子供を養っている方を含めて「寡婦」の定義が変わっておりますので、今回の「ひとり親」につきましては、未婚の方ということで御理解をいただければと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第5 承認第2号 専決処分した事件の承認について

[南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第5、承認第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。税務課長、西村一広君。

○税務課長（西村一広君） それでは承認第2号について御説明を申し上げます。

承認第2号は、専決第2号南種子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

の制定について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求めますのでございます。

今回の改正は、長期譲渡所得に係る課税の特例の創設について、土地基本法等の一部を改正する法律が、令和 2 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日に施行されたことなどに伴い、所要の改正を行ったものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明いたしますので、新旧対照表をお開き下さい。

附則第 4 項及び第 5 項は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設等により改正するものでございます。

次に改正条例の附則第 1 条は、施行期日について、土地基本法等の一部を改正する法律の附則第 1 項第 1 号に掲げる規定の施行日に属する年の翌年の 1 月 1 日から施行するものでございます。

第 2 条は、適用区分について改正後の新条例は令和 2 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、従前の例によることとしております。

以上、簡単ですが説明を終わります。御承認方、よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第 2 号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第 2 号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第 6 承認第 3 号 専決処分した事件の承認について

〔令和元年度南種子町一般会計補正予算（第 8 号）〕

○議長（広浜喜一郎君） 日程第 6、承認第 3 号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） 御説明申し上げます。

承認第 3 号は、専決第 3 号で処理した令和元年度南種子町一般会計補正予算

(第8号) についてであります。

町長が提案理由でも申し上げましたように、歳入予算については各収入の確定等に伴う予算の調整であります。

歳出予算については、各事業の確定・執行残及び不用額の減額など予算の最終調整を行い、専決処分をしたものであります。

それでは予算書に基づいて説明をいたします。表紙をお開きください。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,642万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,221万4,000円とするものであります。第1表の歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

次に5枚目をお開きください。

第2表の繰越明許費補正については、変更2件であります。

公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業については、小学校費で49万7,000円を減額し、限度額を3,670万5,000円に変更するものであります。

中学校費では134万2,000円を減額し、限度額を817万3,000円に変更するものであります。

次に同ページ、第3表の地方債補正については、変更1件であります。

学校教育施設等整備事業債を変更し、限度額を2,230万円とするものであります。

起債の方法・利率・償還の方法については、お目通しをお願いいたします。

次に歳入歳出補正予算事項別明細書により説明をいたします。

まず、歳出予算から主なものについて説明をいたします。

歳出予算については、各事業の確定・執行残及び不用額の調整等であります。

それでは、12ページをお開きください。

まず12ページから13ページ、一般管理費については、町例規集等印刷製本費の減額が主なもので、404万5,000円を減額するものであります。

次に同ページから14ページ、財産管理費については、嘱託登記手数料等の減額が主なもので、196万円を減額するものであります。

次に同ページ、企画費については、県特定有人国境離島地域航路・航空路運賃低廉化協議会負担金の減額が主なもので、278万3,000円を減額するものであります。

次に15ページ、ふるさと納税推進事業費については、ふるさと納税受注管理等業務手数料の減額が主なもので、852万2,000円を減額するものであります。

次に同ページから16ページ、ふるさと創生事業費については、人材育成事業補助金の減額が主なもので、204万4,000円を減額するものであります。



次に同ページ、地域振興費については、定住対策補助金の減額が主なもので、421万9,000円を減額するものであります。

次に20ページをお願いいたします。

老人福祉費及び身体障害者福祉費については、老人ホーム入所措置費など扶助費の減額が主なもので、老人福祉費で531万1,000円、身体障害者福祉費で692万1,000円を減額するものであります。

次に21ページ、温泉センター管理費については、燃料費の減額が主なもので、255万2,000円を減額するものであります。

次に22ページ、後期高齢者医療費については、療養給付費負担金の決定などに伴い、320万6,000円を減額するものであります。

次に同ページ、プレミアム付商品券事業費については、実績に伴うもので、2,870万1,000円を減額するものであります。

次に同ページから23ページ、児童福祉総務費については、児童手当など扶助費の減額が主なもので、614万9,000円を減額するものであります。

次に24ページから25ページ、生活保護扶助費については、医療扶助などの減額が主なもので、2,566万2,000円を減額するものであります。

次に26ページ、塵芥処理費については、一般廃棄物処理施設補修工事の執行残による減額が主なもので、295万7,000円を減額するものであります。

次に同ページから27ページ、農業委員会費については、農地利用最適化交付金事業に伴う農業委員等報酬の増額が主なもので、190万9,000円を増額するものであります。

次に同ページから28ページ、農業振興費については、さとうきびプロジェクトエイト振興事業など補助金の減額が主なもので、2,047万7,000円を減額するものであります。

次に29ページ、キャトルセンター運営費については、預託牛事故補償費の減額が主なもので、394万4,000円を減額するものであります。

次に同ページから30ページ、堆肥センター運営費については、発酵促進剤運搬業務委託料の減額が主なもので、250万4,000円を減額するものであります。

次に同ページから31ページ、林業振興費については、戦略産品輸送支援事業補助金の減額が主なもので、602万7,000円を減額するものであります。

次に32ページ、商工振興費については、雇用機会拡充事業補助金の減額が主なもので、206万2,000円を減額するものであります。

次に33ページ、観光物産館運営費については、修繕費の減額が主なもので、202万8,000円を減額するものであります。

次に同ページから 34 ページ、土木総務費については、県単事業負担金の減額が主なもので、246 万 1,000 円を減額するものであります。

次に 36 ページ、非常備消防費については、消防団員出動に伴う費用弁償の減額が主なもので、271 万 7,000 円を減額するものであります。

次に 38 ページ、小学校費の学校管理費については、光熱水費の減額が主なもので、259 万 6,000 円を減額するものであります。

次に同ページから 39 ページ、学校建設事業費については、西野小学校建設に伴う工事請負費、備品購入などの減額が主なもので、836 万 4,000 円を減額するものであります。

次に同ページ、中学校費の学校管理費については、修繕費の減額が主なもので、274 万 2,000 円を減額するものであります。

次に 43 ページをお開きください。

学校給食費については、給食費無償化に伴う補助金の減額が主なもので、352 万 5,000 円を減額するものであります。

次に 45 ページ、繰出金については、各特別会計の実績等に伴い繰り戻すもので、合計で 804 万 7,000 円を減額するものであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入を説明いたします。1 ページをお開きください。

まず、町税については、実績によるものであります。

次に同ページの地方譲与税から 3 ページの交通安全対策特別交付金までについては、交付決定に基づくものであります。

次に 3 ページの分担金及び負担金から 5 ページの使用料及び手数料については、実績見込み等によるものであります。

次に同ページから 6 ページの国庫支出金については、事業の確定等に伴うもので、生活保護費負担金 1,631 万 6,000 円の減額が主なものであります。

次に同ページから 8 ページの県支出金については、事業の確定等に伴うもので、地域社会維持推進交付金 589 万 4,000 円の減額が主なものであります。

次に 9 ページ、寄附金については、ふるさと応援寄附金 601 万 1,000 円の減額であります。

次に同ページ、繰入金については、歳入の決定や歳出の減額等に伴うもので、減債基金繰入金 1 億 3,485 万 1,000 円、財政調整基金繰入金 6,925 万 7,000 円の繰り戻しが主なものであります。

次に 9 ページから 11 ページの諸収入については、事業の確定等に伴うもので、プレミアム付商品券購入金 2,256 万 4,000 円の減額、消防救急無線デジタル化整

備事業精算返納金 1,158 万 3,000 円の追加が主なものであります。

最後に同ページ、町債については、通信ネットワーク環境整備事業債 90 万円の減額が主なものであります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。御承認方、よろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は歳出、歳入、繰越明許費補正、地方債補正の順に区分して行います。

まず、歳出 12 ページから 46 ページまで質疑はありませんか。2 番、福島照男君。

○2 番（福島照男君） 22 ページの款の民生費、プレミアム付商品券で実績に応じて約 2,800 万円の減額となっておりますが、減額になった理由がわかれば教えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 御質問に答えいたします。

このプレミアム付商品券については、2 万円で 2 万 5,000 円分の商品券ということなんですけれども、当初計画していた販売枚数より大幅に購入者が少なかったということでこのような減額となっているところであります。

○議長（広浜喜一郎君） 2 番、福島照男君。

○2 番（福島照男君） なかなか町内では消費する環境が少ないと、また、対象店舗数も少なかったのかなと思いますので、この点は実態を踏まえて次回に反映をさせていただきたいと思います。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 次に、歳入 1 ページから 11 ページまで質疑はありませんか。8 番、小園實重君

○8 番（小園實重君） ふるさと応援寄附金が約 600 万円減額され、当初の 5,000 万円を割り込むことになりましたが、金額の大小に関わらず私ども議会は、過去に基金化して管理しながら、適切な本町の活性化に向けた事業化に結び付けていくべきだと提言をしまいましたが、その辺の進捗状況を関連してお尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） お答えをいたします。

制度が改正をされまして減額になるということで、既に私が就任した時にはこのような形で 5,000 万円という予算が計上されており、今年度についてもそういう方向で行っておりますけれども、このことについては、全体の基金の見直しも

含めて内部で協議は進めております。ただ、ふるさと応援寄附金の現在の状況が下降線というか、こういう形で予算を割っている状況でございますので、ここについては、今年度も当初でも申し上げましたとおり、体制を整えてふるさと納税にしっかりと対応ができるように取り組んでまいりたいということで申し上げたところでございまして、それと併せて、適正な時期にこの基金の設置、方向性については答えを出していきたいと考えているところでございますので、今しばらくお時間をいただければということで御理解をいただきたいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君

○8番（小園實重君） 町長、適当な時期というのは答弁用にも聞こえますが、具体的に詳細を示していただかないと、これまでの答弁の経緯でいくと、他の基金も含めて全体を財政運営のために見直していきたいということも含めて答弁をされてきてますけど、その取り組む姿勢が、いまいち私どもには伝わってきてない状況下にあります。時期等について、もう少し明確に目途をお示してください。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 当初においてはそれができませんでしたので、年度内にはこの基金について整理をするつもりで今指示を出しております。ただ、このような現状の中でこの基金を設置して、そこに基金を積んでいくというのがどうなのかなということも含めて議論をしております。ただ、そこら辺について、何月にどうするというのを今は申し上げられませんが、他の基金も併せて年度内に整理をするということで財政担当にも申し上げておりますから、今年度中にはそういう方向を示したいと思っております。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君

○8番（小園實重君） 非常に待ち遠しい感がいたしますが、ただいま町長から年度内には結論をとということでありますので、再度、しっかりと取り組んで実現していただきますようお願いをさせていただきます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。6番、柳田 博君

○6番（柳田 博君） 11ページを見ていただきたいと思いますが、この消防救急無線デジタル化整備事業精算返納金ですけれども、あまりにも額が大きい気がします。収入なのでいいのかもしれませんが、やっぱり試算が悪かったのかなと私は思うんですけれども、このことについてどう思っているかお聞きします。

○議長（広浜喜一郎君） 総務課長、羽生裕幸君。

○総務課長（羽生裕幸君） お答えをいたします。

今回の1,158万3,390円については、消防救急無線デジタル化整備事業が平成25年から26年にありまして、日本無線株式会社が受注されたところであります。

その中で、熊毛地区消防組合の方で日本無線株式会社を提訴しており、その和解金としていただいたということで今年度受け入れたところであります。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第2表繰越明許費補正、質疑はありませんか。8番、小園實重君

○8番（小園實重君） 専決されたこの繰越明許費補正であります。なぜ繰越明許としたのか背景がわかりませので、説明を加えてください。

○議長（広浜喜一郎君） 管理課長、小西嘉秋君。

○管理課長（小西嘉秋君） お答えをいたします。

第2表の繰越明許費補正についてでございますが、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業費でございます。これは、3月に補正が決定したものでございまして、事業を実施する期間がなかったことから繰り越しにさせていただいたところでございます。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、第3表地方債補正、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（広浜喜一郎君） 次に、全般にわたって質疑はありませんか。8番、小園實重君

○8番（小園實重君） 町長、2019年度の原料用さとうきびは4月20日で集荷終了があったわけですが、本町の出荷が2万3,000トン余り。申しげたいのは、平均糖度が基準帯糖度に達していませんね。数字を見ますと、新光糖業の農務部が発行した資料であります。12.92度となっております。内訳を見ると、基準帯糖度未満が比率で56.89パーセントと半数以上が13.1度未満であります。議会も含めてこれまで、種子島地域における基準帯糖度の下限の引き下げ見直しをということで要請活動をしてきているわけですが、町長はこのような数字を見てどのような考えなのか、今後、要請活動を強めていく考えはないのかお尋ねします。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これまでも地元選出の国会議員の先生方にもそういう要請はして、続けているところでありますけれども、なかなかこの糖度帯の種子島の基準を下げていくということに関して、すぐそれが実現できていく方向には今のところなっていないと思います。ご指摘のとおり、このことについては今後

も私どももしっかりと県選出の先生方にもお願いをしながら、実現できるものであればそういう方向にどうしても引き続きお願いはやっていきたいと思しますので、どうぞ御理解・御協力をお願いしたいと思ひます。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君

○8番（小園實重君） 小園町長、これまでの要請活動に対して、その時点で地元選出の国会議員も含めて、大変厳しいとか、難しいとか、極端にはできないとかそういう声が届いております。で、考え方の見直しを図ってもらわないとだめだと私は思ひます。こんなに気象条件に恵まれた収穫期に、このような結果ですから。どうしても理解を深めていただくために、やっぱり足しげく関連機関を網羅して陳情・要請活動を展開すべきだということを切に申し上げさせていただけます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） これは、糖業振興会の会長であります中種子町の田淵川町長とも話を常に行っております。また、ただいまお話がありましたとおり農林水産省の専門の議員ということで野村先生にも要望しておりますけれども、森山先生をふくめ、現状としては非常に難しいような話もちよつと伺っているところでもありますので、ここについては1市2町でしっかりと足並みを揃えて、そういう要請については一緒になって行動してまいりたいと思ひているところでもありますので、御理解をよろしくお願ひいたします。

○議長（広浜喜一郎君） 8番、小園實重君

○8番（小園實重君） 町長、原料用さとうきびの取り引きについては、量プラス質の両面に渡つての取引内容に改正されてから久しいわけですね。基準糖度帯も13.1度から14.3度までとかなりの幅を設けてもらっておりますが、糖度帯を広げているのは種子島地区にもかなり配慮をしているんだという考え方が伝わってくるわけですよ。でも、13.1度と下げてもらっているけど、先程述べたような実績ですから。再三申し上げて恐縮ですが、是非そこら辺をわかっただけで見直しを図っていただくように、一緒に頑張らせてもらいたいと思ひます。

○議長（広浜喜一郎君） 町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 私もそこについては同じ気持ちを持っておりますので、しっかりと取り組んでまいります。特に島内においても本町の収量を含めてそうですけれども、これは農家のみなさんの御意見もいただきながら打てる政策は議会の方にも御相談をしながらしっかりとやっていきたいと思ひしておりますので、どうぞ宜しくお願ひします。

○議長（広浜喜一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第3号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第7 承認第4号 専決処分した事件の承認について

[令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計  
補正予算（第7号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第7、承認第4号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第4号について御説明申し上げます。

承認第4号は、専決第4号で処理した令和元年度南種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第7号）でございます。

予算書1枚目をお願いします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,423万1,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,206万2,000円とするものでございます。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものをご説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の4、使用料手数料につきましては、実績見込みによる補正でございます。

款の6、県支出金の県補助金につきましては、それぞれ交付決定によります補正で3,155万2,000円を減額するものでございます。

款の10、繰入金につきましては、それぞれ実績による補正であり、314万3,000円を減額するものでございます。

款の12、諸収入につきましては、収入見込みによる補正であり、51万4,000

円を増額するものでございます。

次に歳出の2ページをお願いします。

款の1、総務費につきましては、執行残によるもので、総務費合計で、85万7,000円を減額するものでございます。

2ページから4ページ、款の2、保険給付費の療養諸費等につきましては、給付実績によるもので、保険給付費合計で3,107万4,000円を減額するものでございます。

4ページから5ページ、款の6、保健事業費につきましては、各種保健事業や特定健康診査等事業実績により190万3,000円を減額するものでございます。

5ページから6ページ、款の9、諸支出金につきましては、税の過年度還付金の実績により34万7,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

○議長（広浜喜一郎君） ここでしばらく休憩します。再開を11時10分とします。

—————・—————  
休憩 午前10時59分

再開 午前11時07分  
—————・—————

○議長（広浜喜一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 承認第5号 専決処分した事件の承認について

[令和元年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）]



○議長（広浜喜一郎君） 日程第8、承認第5号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第5号について御説明いたします。

承認第5号は、専決第5号で処理しました令和元年度南種子町介護保険特別会計補正予算（第6号）でございます。

予算書の1枚目をお願いいたします。

今回の補正は、予算の総額から歳入歳出それぞれ2,713万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,151万4,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

事項別明細書で、主なものについて御説明いたします。

歳入の1ページをお願いします。

款の1、保険料は、被保険者の死亡・転出・転入・資格取得等に伴う増減でございます。

次に、款の4、国庫支出金、款の5、支払基金交付金、款の6、県支出金につきましては、介護給付実績及び地域支援事業実績等のそれぞれの交付額の確定見込によります補正でございます。

次に2ページ、款の10、繰入金、項の1、一般会計繰入金につきましては、介護給付費・地域支援事業の実績に伴う減額、総務費等の不要額に伴う減額補正でございます。

項の2、基金繰入金につきましては、歳出予算の減額に伴い、1,661万1,000円、基金へ繰り戻すものがございます。

次に、歳出の4ページをお願いいたします。

款の1、総務費につきましては、不要額133万1,000円を減額するものでございます。

次に、5ページから8ページ、款の2、保険給付費につきましては、各事業の給付実績により合計で、1,761万7,000円を減額するものでございます。

次に、9ページから12ページ、款の5、地域支援事業につきましても、各事業の実績により合計で、801万9,000円を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくをお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第5号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

---

### 日程第9 承認第6号 専決処分した事件の承認について

[令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第9、承認第6号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長、濱田広文君。

○保健福祉課長（濱田広文君） 承認第6号について御説明申し上げます。

承認第6号は、専決第6号で処理した令和元年度南種子町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第5号）でございます。

予算書1枚目をお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,474万4,000円とするものでございます。

第1表歳入歳出予算補正については、省略させていただきます。

事項別明細書の主なものをご説明いたします。

歳入の1ページをお願いいたします。

款の1、後期高齢者医療保険料でございますが、特別徴収保険料及び普通徴収保険料収納見込により90万9,000円を減額するものでございます。

款の2、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより督促手数料8,000円を減額するものでございます。

款の4、繰入金につきましては、事務費等繰入金21万2,000円を減額するものでございます。

款の6、諸収入でございますが、長寿健診委託料補助金の交付決定等により減額するものでございます。

次に歳出の2ページでございます。

款の1、総務費につきましては、時間外手当、通信運搬費等の実績により減

額するものでございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、被保険者保険料納付金実績見込みにより減額するものでございます。

款の3、保健事業費につきましては、長寿健診委託料及び人間ドック補助実績見込みによる減額でございます。

款の4、諸支出金につきましては、保険料過年度還付金及び還付加算金の実績見込みによる減額でございます。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第6号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第10 承認第7号 専決処分した事件の承認について

[令和元年度南種子町水道事業会計補正予算（第6号）]

○議長（広浜喜一郎君） 日程第10、承認第7号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

当局の説明を求めます。水道課長、古市義朗君。

○水道課長（古市義朗君） それでは、承認第7号について御説明申し上げます。

承認第7号は、専決第7号で処理した令和元年度南種子町水道事業会計補正予算（第6号）でございます。

それでは、予算書に基づき説明をさせて頂きたいと思っております。予算書の1枚目をお願いいたします。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額でございます。収入を269万9,000円減額し、2億9,685万6,000円、支出を270万2,000円減額し、3億2,722万5,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額でございます。収入を78万7,000円減額し、9,152万6,000円、支出を146万円減額し、1億6,098万7,000円とするものでございます。

2ページから5ページにつきましてはお目通しください。

次に、予算書6ページをお開き下さい。

事項別明細書（収益的収入及び支出）について、御説明申し上げます。

款の1、水道事業収益（営業収益）を、事業実績に伴い269万9,000円減額するものであります。

款の2、水道事業費用（営業費用）を、事業実績に伴い270万2,000円減額するものであります。

次に、予算書7ページをお開き下さい。

事項別明細書（資本的収入及び及び支出）について、御説明いたします。

款の3、資本的収入（工事負担金）を、事業実績に伴い78万7,000円減額するものであります。

款の4、資本的支出（建設改良費）を、事業実績に伴い146万円減額するものであります。

以上で説明を終わります。御承認方よろしくお願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑は全般にわたって行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は、これを承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号は、承認することに決定しました。

---

#### 日程第11 同意第1号 固定資産評価員の選任について

○議長（広浜喜一郎君） 日程第11、同意第1号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

当局の説明を求めます。町長、小園裕康君。

○町長（小園裕康君） 同意第1号について御説明申し上げます。

同意第1号は、固定資産評価員の選任について同意を求めるものでございます。

住所は、南種子町西之1107番地1、氏名は、西村一広であります。

本件は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として税務課長を選任しているもので、令和2年4月1日付けの人事異動に伴い、新たに税務課長を選任いたしたく、同意をお願いするものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（広浜喜一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 討論なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（広浜喜一郎君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号固定資産評価員の選任については原案のとおり可決されました。

---

## 閉 会

○議長（広浜喜一郎君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

会議を閉じます。令和2年第1回南種子町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

---

閉 会 午前11時20分

地方自治法第123条第2項によりここに署名する。

南種子町議会議長 広 浜 喜一郎

南種子町議会議員 小 園 実 重

南種子町議会議員 塩 釜 俊 朗